

第 1 編 風水害等災害予防対策

第1章 防災気象情報の伝達計画

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。
なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、震災対策編で定める。

第1節 定義

第1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

第2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

第3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。

第4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の減少の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

第5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。年9月月

第6 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため、水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

第7 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第8 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

第9 火災象通報

火災象通報とは、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

第10 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、町長が知事から火災象通報を受

けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

第11 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

(1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいう。

(2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

第1 種類及び発表基準

松山地方気象台が本町に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、「松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」、5段階の警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」のとおりである。

第2 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

第3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである

第3節 気象情報の種類及び伝達系統

第1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」

イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

ア 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

イ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。

ウ 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。

エ 少雨、長雨、低温等、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位

に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、顕著な大雨に関する気象情報などがある。

記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

第2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

第4節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達

洪水予報（指定河川）、水防警報及び水位情報（洪水予報の指定河川以外）の伝達系統は、松前町水防計画の定めるところによる。

なお、市町が避難指示等々の発令基準に活用する情報については、警戒レベル相当情報として警戒レベルとの関係を明確化する。

第5節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

第1 火災気象通報

火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当するときに、県から町に火災気象通報が伝達される。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
 - (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第2 火災警報

町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、本計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

第6節 伝達体制

町、県及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

また、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）に加え、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報等メールを含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化、耐震化を図る。

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報を発表し、又は切り替え、解除した場合

- は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達する。
- (2) 県は、特別警報・警報及び注意報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により、町及び県出先機関へ伝達する。
 - (3) 町は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段については、第2編第4章「災害情報報告活動」による。
 - (4) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
 - (5) 放送機関は、特別警報・警報及び注意報の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努める。
 - (6) その他の防災関係機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図る。
 - (7) 町は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

第7節 非常時の伝達体制

- (1) 町は、住民等への通常の伝達系統が途絶した場合は、町防災行政無線による各消防団詰所への伝達、広報車による巡回周知などにより、伝達系統、伝達手段等、伝達体制の確保に努める。
- (2) 防災関係機関は、松山地方気象台との専用通信回線又は公衆通信回線が途絶するなど松山地方気象台と連絡がとれなくなった場合には、連絡員を派遣するなど予警報の受信の確保に努める。

第8節 観測資料の通報連絡

- (1) 県に所属する雨量・水位・高潮の観測点の観測結果は、必要に応じ、松山地方気象台に通報する。
- (2) 気象台に所属する県内の観測点の観測結果は、松山地方気象台に集め、必要に応じ、県に通報する。
- (3) 国土交通省に所属する県内の観測点の雨量、水位の観測結果は、それぞれの国土交通省事務所より必要に応じ松山地方気象台及び県に通報する。
- (4) 鉄道・電力関係の雨量、水位等の観測結果については、鉄道関係は、松山保線区を通じ、電力関係は、四国電力愛媛支店及び住友共同電力を通じて、必要に応じて松山地方気象台並びに県に通報する。

第2章 防災思想・知識の普及計画

【危機管理課 学校教育課 福祉課 保険課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町、県及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町、県及び関係機関は、各所属職員のほか、住民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 職員に対する教育

町職員として、的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

啓発内容及び方法については、おおむね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 松前町地域防災計画(風水害等対策編)と町の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 家庭の災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (9) 防災対策の課題とその他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、学校長及び幼稚園長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、「愛媛県学校安全の手引き」(愛媛県教育委員会編)をもとに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、学校安全計画に災害に関する必要な事項(防災組織・分担等)を定め、児童生徒等が風水害等災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、適切な行動がとれるよう安全教育等の徹底を指導する。

第1 学校・幼稚園

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じ、幼児・児童生徒の発達の段階を考慮して、風水害等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、風水害等災害発生時の対策（指定避難所・避難経路・避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (3) 主な内容
 - (ア) 危機管理マニュアルの作成
 - (イ) 教職員の共通理解の促進
 - (ウ) 保護者、地域、関係機関との連携
 - (エ) 防災上必要な設備等の整備及び点検
 - (オ) 災害時の連絡体制の確立と周知
 - (カ) 適切な応急手当のための準備
 - (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所の確認
 - (ク) 登校・下校対策

第2 児童福祉施設

町は、保育所等児童福祉施設における風水害災害に備え、災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び災害時の具体的な行動手順等を定めたマニュアル作成を指導し、基礎知識や対応について関係者との共通認識の下、周知徹底を図る。

第3節 住民に対する防災知識の普及

災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の災害被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や指定避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第1 一般啓発

- (1) 啓発の内容
 - ア 気象災害に関する基礎知識
 - イ 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
 - イ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
 - ウ 防災関係機関等が講じる災害防災対策等に関する知識
 - エ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
 - オ 高潮浸水想定区域に関する知識
 - カ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
 - キ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
 - ク 応急手当等看護に関する知識

- ケ 避難生活に関する知識
- コ 要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- サ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- シ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ス 防災士の活用に関する知識
- セ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 防災行政無線等放送施設の利用
- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- エ 映画、ビデオテープ等の利用
- オ 広報車の利用
- カ 講演会、講習会の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット(ホームページ)の活用
- ケ 各種ハザードマップ等の利用

第2 生涯学習を通じた啓発

町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する知識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財や町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

第3 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープ等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、災害時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

第5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの1週間)」において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第4節 関係機関の活動

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) NTT株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第5節 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

町及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 住民の防災対策

【危機管理課 まちづくり課 保険課 健康課 福祉課】

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の基に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

第1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- (3) 洪水等地域の危険箇所の把握に努める。
- (4) 家屋の補強を行う。
- (5) 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (6) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (8) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (9) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (10) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (11) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (12) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

第2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (4) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (5) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (6) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (7) 自力による生活手段の確保を行う。
- (8) 正しい情報を見極め、流言飛語に惑わされない。
- (9) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (10) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (11) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所が円滑に運営するよう努める。

第2節 町の活動

第1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に積極的に協力する。

第2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第4章 自主防災組織の防災対策

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識を持ち、これを家庭、地域、職域等で実践することが、災害による被害を軽減するために重要であり、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動できるよう自主防災組織の育成強化を図り、住民による自発的な防災活動を促進する。

第1節 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、要配慮者への支援や女性の参加促進にも配慮しながら、自主防災組織の育成強化を図るとともに、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

第1 自主防災に関する意識の啓発

住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。

また、伊予消防等事務組合松前消防署は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を行う。

第2 組織の育成

(1) 自主防災組織の強化・充実を図るため、次のような方法により組織の強化を行う。

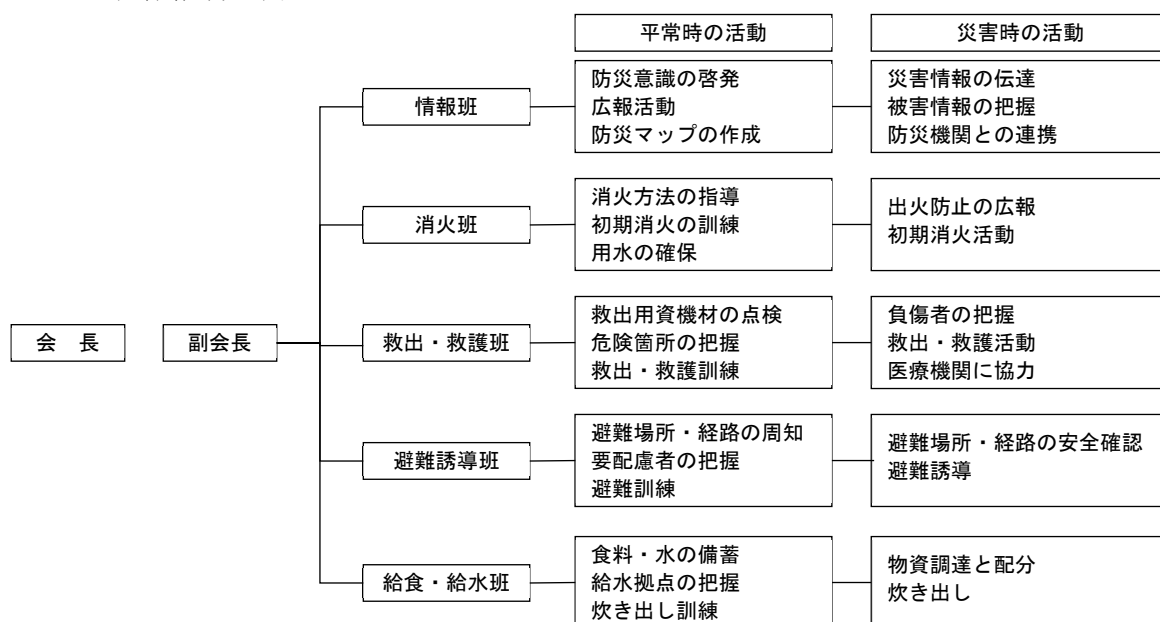
ア 町等が主催する自主防災組織のリーダー（防災士等）を対象としたフォローアップ研修等への参加や、各地域での自主防災活動の啓発により、自主防災組織を牽引する人材を育成する。

イ 地域の実情にあった防災訓練や研修会等を実施し、地域防災力の強化に努める。

ウ 町総合防災訓練等へ積極的に参加し、災害時の情報伝達、避難行動、安否確認等の災害時における関係機関との連携を確認する。

(2) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

＜組織編制の例＞



第3 自主防災組織に対する防災資機材の貸与

町は、「松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱」に基づき結成された自主防災組織に対し、育成促進及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として、町の予算の範囲内で防災資機材を貸与する。

・松前町自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱 資料19-1

第2節 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

第1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、災害の知識、災害情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

第2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図る。

第3 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書を作成する。

第4 自主防災組織の台帳等の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳

第5 「防災用品点検の日」の制定

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため、毎年3月1日を松前町の「防災用品点検の日」として制定する。

第6 防災訓練の実施

町総合防災訓練、各地域の防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、教育・福祉施設等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練

- (5) 炊き出し訓練

第7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

第8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

第9 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、町から対象者の情報を入手し、援護体制の確立を図る。

第10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

第11 自主防災組織づくりの推進等

- (1) 町は、自主防災組織づくりを推進する。県は、町に積極的に協力する。
- (2) 県及び町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。また、県は、愛媛県消防学校は、人づくりの拠点として、地域防災リーダーの育成を行うほか、町消防機関とともに、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対す講師の派遣などの協力を行う。

第3節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等に自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第4節 事業所等の自主防災活動

第1 自主防災活動

事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品等災害時に必要な物資の確保

第2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により本計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (2) 本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

・重信川浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設等一覧表 資料6-3

第5節 地域における自主防災活動の推進

第1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた町は、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、当該町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第5章 事業者の防災対策

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

災害による被害を軽減するためには、企業や福祉施設等の事業所等が、災害時に果たす役割（従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所等の周辺で生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は事業所等が行う防災対策への支援に努める。

第1節 事業所等の果たすべき役割

事業者等は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災措置を行う。

第1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努

めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第3 町の活動

- (1) 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町の活動に対し、積極的に協力する。

また、町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

- (2) 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者を提供する。

- (3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

町は、商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者を提供する。

第6章 業務継続計画の策定

【関係各課】

大規模な災害の発生時には直ちに参集できる職員は制限されるとともに、停電や断水等によって業務執行環境は著しく制約され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずる。しかし、町は、基礎的自治体として災害時においても中断することのできない業務をできる限り継続し、様々な分野で住民の生活を支える必要がある。

このようなことから、町は、施設の復旧や指定避難所運営等の応急・復旧業務のみならず、住民の生活を支えるサービス・業務を早期に復旧するため、業務継続計画を策定する。

第1節 業務継続計画の策定

町は、国が示すガイドラインに基づき、災害時においても必要な業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、被災等の非常時に継続すべき業務を特定し、これら非常時優先業務が速やかに実施できるよう、短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

第2節 基本方針

町は、大規模な災害が発生した場合においても各部の必要最低限の住民サービスを維持するため、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

被災時の非常時優先業務は、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、町においては業務継続計画を災害対策の一部として位置づける。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第3節 計画策定の考え方

町は、以下の要素をあらかじめ定め、計画策定を行う。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第7章 ボランティアの防災対策

【福祉課(松前町社会福祉協議会)】

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPO及び中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等ネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、町社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備

町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入や調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

第3節 ボランティアの果たすべき役割

自主的な意思のもとに活動することがボランティアの活動の本質であるが、災害発生から復興に至る間、ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃その他の災害復旧支援活動
- (5) 炊き出し、指定避難所運営の支援
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 初期消火活動及びその支援
- (8) 保健医療活動・救援活動及びその支援
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第 8 章 防災訓練計画の実施

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民等と連携するとともに、地域の実情に応じた具体的な想定をもとに、避難や救出方法を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練後に事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第 1 節 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町職員は、本計画に定めるところにより、町が行う防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

第 2 節 防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年 1 回	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（住民を含む）
広域消防訓練	随 時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職員・団員
通信連絡訓練	随 時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常電源設備を用いた訓練	町、県、県警、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	随 時	災害関係課、災害担当者の非常招集	町
水防訓練	毎 年	各種水防工法の実施訓練	町、国、県、水防団
水防演習	8 年 毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	町、国、県、県警、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随 時	防災活動上必要な教養訓練	町、県、県警
消防団教養訓練	随 時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	随 時	ポンプ操法、予防、火災防ぎよ	消防団
避難訓練	随 時	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所

上表の訓練のほか、町は、県や県内市町、防災関係機関とともに、「県・市町災害対策本部合同運営訓練」（年 1 回）に参加する。

第 3 節 訓練の時期

水防月間、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第4節 訓練の方法

県、他の市町及び関係機関と共同し、又は単独で、県に準じて前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、防災マップ等を活用した避難、避難行動要支援者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保、地域の特性等を十分に考慮し、実情にあったものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、広報により住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

- (1) 職員の動員
- (2) 災害情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難情報・勧告・指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 指定避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路警戒
- (10) 応急復旧

第5節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

また、町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第6節 近隣市町等が実施する防災訓練への参加

近隣市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第9章 火災予防対策

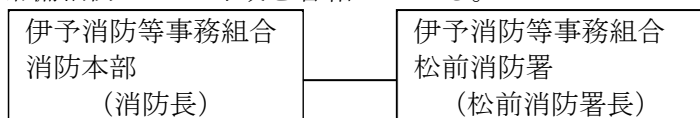
【危機管理課 伊予消防等事務組合】

火災の予防は、防火思想の普及徹底と、消防体制の充実強化によりその効果を図るものとするが、組織並びに通常からの教育訓練、消防施設の整備点検、消防職団員への教育及び住民に対する防災思想の普及又は気象状況が火災予防上危険である場合の災害予防については、次のとおりとする。

第1節 組織

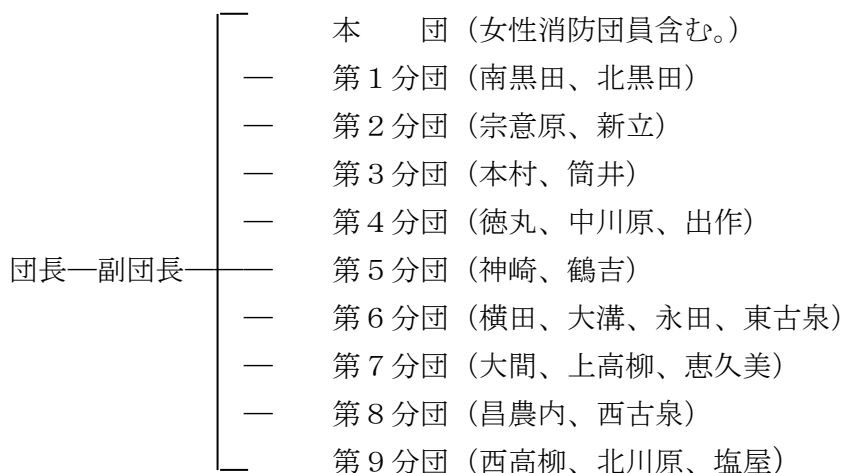
第1 伊予消防等事務組合松前消防署

常備消防として町域を管轄している。



係名	分掌事務
庶務係	(1) 本部指揮所の設営に関すること (2) 燃料及び食料の補給に関すること (3) 物資の調達に関すること (4) 関係機関への連絡に関すること
予防係	(1) 災害情報の収集に関すること (2) 広報に関すること (3) 火災の原因及び損害の調査に関すること
警防係	(1) 消防戦術に関すること (2) 消防水利に関すること (3) 通信機器の保守管理に関すること (4) 救急救助出動に関すること (5) 機械器具の整備、応急処理に関すること

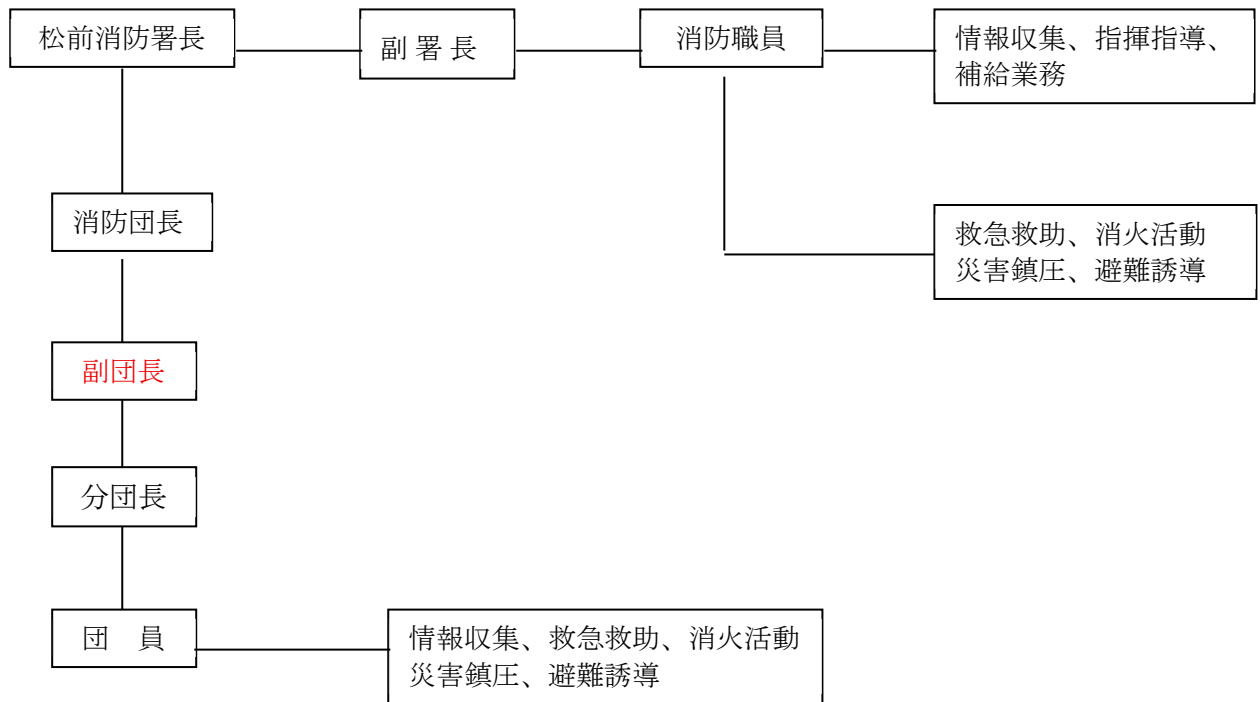
第2 松前町消防団



松前町消防団配置表

区分	職名	団 長	副団長	分団長	副 分 長	班 長	団 員	計	備 考
本 団		1	3			2	34	40	
第 1 分団				1	1	4	26	30	
第 2 分団				1	1	4	26	30	
第 3 分団				1	1	4	26	30	
第 4 分団				1	1	6	24	30	
第 5 分団				1	1	4	26	30	
第 6 分団				1	1	8	22	30	
第 7 分団				1	1	6	24	30	
第 8 分団				1	1	4	26	30	
第 9 分団				1	1	6	24	30	
計		1	3	9	9	48	260	310	

第 3 消防部内の業務関係



第 2 節 施設の整備計画

消防力の整備指針に基づき、町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第 1 消防署（団）の機械器具の整備

消防用機械の不足分については、消防施設整備計画に基づき速やかに整備を図る。

- ・伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表 資料 7-1
- ・消防団車両・資機材一覧表 資料 7-3

第 2 消防水利の整備

消防水利の不足する地域については防火水槽の設置等、整備を速やかにを図る。

第3 消防通信設備の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線機の設置及び整備を図る。

第4 消防団詰所の整備

鉄筋コンクリート造等堅ろうな構造で、消防防災用車両、資機材等が収容でき、待機室等を備えた消防団の消防防災活動としての拠点となる施設の整備を図る。

第3節 機械器具等の点検

第1 通常点検

各分団ごとに毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行うものとする。

第2 特別点検

消防団長は、副団長を帯同し、服装点検及び訓示を行う。

第3 現場点検

消防団長は、火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等の災害防止対策が適正に行われているか点検を行う。

第4節 火災予防

消防署長及び消防団長は、火災の予防、警戒及び鎮圧を行い住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のもとに、防火査察を行い、広報紙を通じて春秋の2回に行われる火災予防運動はもちろん、常に住民各層の防火意識の向上を図るため次のとおり予防措置を実施するものとする。

第1 予防査察

- (1) 定期予防査察
- (2) 臨時予防査察
- (3) 特別予防査察

第2 予防広報

- (1) 広報車の巡回、防災行政無線の利用

第5節 教育訓練

第1 教育

消防職（団）員の消防知識、実施能力の向上を図る。

(1) 訓練

- ア 消防用機械器具操法訓練
松前町・愛媛県操法大会出場
- イ 機械運用及び放水演習
各分団は毎月1回実施するほか、春秋2回全員招集して実施する。
- ウ 防火訓練
- エ 救急訓練
- オ 災害応急対策訓練

第2 防火思想の普及

町は、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきりの高齢者、独居高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について指導を行う。
- キ 住宅用火災警報器の普及を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- キ 危険物施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用等

家庭における風呂水、ビルの貯溜水等の活用、雨水の利用等について啓発・指導するものとする。

第6節 火災警報

第1 警報発令基準

消防法第8条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに伊予消防等事務組合火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制、器具等の整備点検を確実にを行い火災予防の徹底を図る。

消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は火災警報を発表することができる。ただし、火災気象通報に関する愛媛県と松山地方気象台間の協定により、火災気象通報は乾燥注意報をもって当てることになっている。

また、風速を補う必要がある場合は、強風注意報をもって当てる。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下かつ最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第2 警報解除

第1の気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

第3 火災予警報発表時の火の使用制限

伊予消防等事務組合火災予防条例第29条により、火災警報発表時には、次のとおり火の使用制限するものとする。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火・焚火等）を消費しないこと。
- (3) 野外で火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 野外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

第7節 消防団の警戒体制の確保

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法
- (4) 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制計画
- (5) 防災行政無線等の通信系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

第8節 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるようあらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

- ・危険物施設一覧表（移動タンクのための施設を除く） 資料16-1
- ・危険物施設一覧表その2 資料16-2

第9節 消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備

別に定める消防計画によるものとする。

第10節 火災発生防止の緊急広報

- (1) 防災行政無線等による緊急広報
- (2) 予防広報等
広報車の巡回、防災行政無線等の利用
- (3) 特別予防査察

第11節 消火活動への協力

迅速な消火活動を行うため、町及び消防署は、地域住民に対し、火災に対処しての通報や応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発する。

第12節 火災防御の措置

非常事態に際し、町長は、知事から消防組織法第43条の規定による指示を受けた場合、必要な火災防御の措置を行う。

第10章 水害予防対策

【危機管理課 まちづくり課 産業課 伊予消防等事務組合】

近年多発する、梅雨期の豪雨や台風等による水害を防ぐため、河川管理施設等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努める。

第1節 河川管理施設等の整備

河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて河川管理者の協力を得て河川改修等治水事業を推進する。

第2節 ダム等管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

第3節 ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

第4節 重要水防箇所の把握及び監視

第1 重要水防箇所の把握

梅雨期の豪雨や台風等による水害を防止し、被害の軽減を図るため、重要水防箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

・水防区域一覧表 資料6-1

第2 重要水防箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（重要水防箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

(1) 責任担当者

危険区域内の区長又は地域の防災を担当する者、及び当地域を受け持つ消防団分団長又は副分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

(2) 要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

(3) 町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は地域の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は危機管理課長に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は危機管理課長に、危機管理課長は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接、危機管理課長又は町長に連絡する。

第5節 浸水想定区域における災害対策の強化

浸水想定区域内において水害が発生した場合、住民が適切な防災行動がとれるようにするため、次のことを実施する。

第1 水害情報の伝達

災害時又はそのおそれがある際に、避難等の防災行動が迅速にとることができるように、警戒水位到達情報等必要な災害情報を防災行政無線や広報車、消防団車両等あらゆる手段を使い、関係機関や住民等に適切に伝達する。

第2 ハザードマップの作成・公表

浸水が予想される区域及び浸水深、指定避難所の位置・名称、行政機関等の連絡先等を分かりやすく示したハザードマップ等を作成・公表し、これを用いて水害に関する知識や情報の普及・周知を図る。

第3 指定避難所の指定

風水害等災害予防対策第12章避難計画による。

第4 避難行動要支援者の避難対策

避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者を事前に把握し、避難支援プランを策定するなど、迅速な情報の受伝達を可能とする体制の確立に努める。

第5 河川の浸水対策の強化

現在、町における河川では、国により重信川が「水防法」に基づく洪水予報を行う河川及び水防警報を発令する河川に指定され、浸水想定区域図が公表されている。

- (1) これらの区域については、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定め、住民への周知に努める。
- (2) 浸水想定区域内に立地する次に掲げる施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると町が判断した場合には、これらの施設の名称及び所在地を定める。その際、町は当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水注意報等の伝達方法を定める。
 - ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
 - イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設）
 - ・重信川浸水想定区域内にある要配慮者施設等一覧表 資料6-3

第6節 消防力（水防）の強化

梅雨期の豪雨や台風等による水害に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。
- (4) 町は、県から水防に関する講習会や水防工法の実務指導を受け、水防体制の強化に努める。
 - ・水防倉庫備蓄資機材状況 資料6-2

第7節 伝達体制の整備

- (1) 迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。

- (2) 各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。
- (3) 情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。

第8節 同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備

同一水系の上下流市町と相互に河川情報や避難指示等の情報が共有できるように、連絡体制を整備する。

第11章 高潮災害予防対策

【危機管理課 まちづくり課 伊予消防等事務組合】

本町の海岸は、台風時や冬季風浪による人家、農地等への被害を受けやすい地形であり、全般的に老朽化した施設や堤防等のかさ上げが必要な箇所が多い。

高潮被害を軽減するため、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

また、海岸堤防等海岸保全施設の機能を確保し、高潮・波浪等による浸水被害を未然に防止するため、台風時及び台風通過後等において施設の状況を調査し、県に報告する。

さらに、水防法に基づき、高潮による海岸の背後地域の浸水状況を想定する高潮浸水想定区域図を作成し、その浸水区域を高潮浸水想定区域として指定する他、町のハザードマップ整備を行う。

第1節 防潮堤等の整備

- (1) 現状施設の耐久性、安全性等を再検討し、海岸保全事業、河川改修事業計画に基づく防潮堤、水門等の新設、補強、改修を積極的に促進し、安全性を確保する。
- (2) 愛媛県が管理する松前町北黒田海岸の整備を愛媛県と松前町が協力し、事業の推進を図る。

第2節 潮位観測体制の確立

海面に異常現象が認められた場合、沿岸住民に対する広報、避難の措置が適切に講じられるよう潮位観測体制の確立・整備を図る。

第3節 高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置

松山地方気象台から高潮（波浪）注意報又は高潮（波浪）警報が発表されたときは、次の措置を講ずる。

- (1) 町は、直ちに防災行政無線及び広報車により、注意報又は警報が発表されたことを住民に広報する。
- (2) 町は、消防団（水防団）、各関係者に対し、待機指示を講ずる。
- (3) 高潮が各危険水位を超えるおそれがあるときは、直ちに消防団、水防団、関係者は出動し応急措置を取る。
- (4) 各地域の現状をまちづくり課員が巡察し、必要に応じ、消防団、水防団、住民の協力を得て、避難等その対策に当たる。

第4節 町の活動

浸水想定区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- (1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (2) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

第12章 避難対策

【危機管理課 町民課 健康課 保険課 福祉課 学校教育課】

災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めて避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定し、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握のため、保健師などによる巡回健康相談体制の整備に努める。

なお、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

特に、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

県は、町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

加えて、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県及び保健所等は、感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、町防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第1節 避難計画の作成

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時に安全か

つ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。

第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、町地域防災計画に定めるほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、外国人や旅行者に対しても速やかに避難できるよう整備に努める。

なお、要配慮者に配慮して、社会福祉施設等と協定等を締結し指定福祉避難所として指定するなど、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や、男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

第1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。
- (5) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とすること。

第2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケ

アを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること。

・指定避難所一覧表 資料10-1

第3節 避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、現状を踏まえた上で、次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第4節 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第5節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護所及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応含む。）、または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取パッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

第6節 避難計画

第1 避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。また、計画作成に当たっては、洪水等の災害事象の特性を踏まえる。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び避難誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持

- イ 避難住民に対する災害情報の伝達
- ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通じた広報
 - エ 防災行政無線放送による周知
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

第2 避難指示等に関するガイドラインの策定

町は、雨量、河川水量等の状況により、住民の安全を守るため、次の事項に留意しながら「避難指示に関するガイドライン」に基づき、「避難情報の発令の判断基準及び伝達マニュアル」を作成する。

このうち、避難指示等の判断基準については、特別警報や警報、注意報の発表基準、河川の基準水位等の変動に合わせて最適な基準になるよう、次の事項に留意し、常に点検・更新を行う。

なお、作成した「避難指示等に関するガイドライン」は、速やかな避難行動を行えるよう、住民への周知徹底に努める。

- (1) 対象とする災害の特定
 - 洪水等の災害事象ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難指示等の対象とする区域
 - 災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難指示等の客観的な判断基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難指示等の伝達方法
 - ア 災害種別ごとの避難指示等の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること
 - ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

第7節 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確

保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第8節 その他避難に関する必要な事項

避難指示等の基準、避難誘導の実施、指定避難所の運営管理等、避難に関するその他必要な事項は風水害等災害応急対策編第6章避難活動による。

(1) 洪水予報河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定

町は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

第13章 緊急物資確保対策

【危機管理課 上下水道課 会計課】

町、県等の各機関は、災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町、県は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災住民等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、次の点に留意しつつ緊急に必要な物資を備蓄しておく。
 - ア 流通在庫がなく確保が困難な物資を備蓄する。
 - イ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料を備蓄する。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、大量調達が可能な小売業者や物資保有者等との調達に関する協定を締結するなど確保対策を図る。
- (3) 給食計画の策定に努める。
- (4) 防災訓練、各種研修、広報紙による広報活動等により、住民及び自主防災組織に対して次の啓発・指導を行う。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等による、地域での助け合い活動を進める。
 - ウ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

- (5) 町のみでの対応では物資の供給が不足する場合に備え、県、近隣市町及び中国四国農政局に対する緊急物資の応援要請について、その要請方法、要請窓口等を把握し、職員に周知する。
- ・緊急援護備蓄物資一覧表 資料12-1
 - ・防災備蓄物資一覧表 資料13-1
 - ・災害時における応急救援活動に関する協定書 資料13-4

第2節 飲料水等の確保

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (3) 井戸水等の把握
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (6) 住民(家庭)における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)
 - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (7) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
 - ・給水用資機材の現況 資料12-1
 - ・指定給水装置工事事業者 資料12-2

第3節 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内郵送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送(ラストワンマイル)について、町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- (1) 地域内輸送拠点(物資集積場所)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備(物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化)
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料共有体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する一災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進
- (6) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第14章 医療救護体制確保対策

【健康課 子育て支援課】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うことができる体制の確保に努める。

第1節 医療救護体制の確保

消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制の整備に努める。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。なお、町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した松前町医療救護活動マニュアル等に基づき、医療救護所の設置、医療救護チームの編成、保健医療活動チームの要請、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (3) 被災者及び町職員のメンタルヘルスを考慮した保健医療活動体制の確保を行う。

第2節 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の指定避難所等における医療ニーズの収集・把握方法や保健医療活動チームの受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 医療救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄し、不足する場合は、県に調達依頼を速やかに行う。
- (3) 管内の医療機関の協力により、医療救護チームを編成する。
- (4) 医療救護チームへの派遣スタッフ要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。
 - ・病院・診療所等一覧表 資料1 1-1
 - ・災害医療コーディネータの設置医療機関 資料1 1-2

第3節 災害情報の収集・連絡体制の整備

医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

第4節 難病患者等の状況把握

町及び県は、平常時の保健医療活動及び避難行動要支援者名簿を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第5節 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 緊急物資備蓄の一環として、医薬品等を分散備蓄するほか、医療救護チーム及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努め、不足する場合は県に調達依頼を行う。また、緊急を要する場合は、町内の調剤薬局等にも在庫の医薬品等の提供を依頼する。

第6節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町及び県は、一般住民に対する救急蘇生法等の家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルス等の災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第7節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

第15章 防疫・衛生体制の整備、廃棄物等の処理対策

【町民課 健康課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。
また、災害時に発生すると予想される廃棄物等の応急処理計画の作成に努める。

第1節 防疫・衛生体制

第1 実施体制

- (1) 災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。
- (2) 町のみでは実施困難なときは、隣接する市町、県（保健所）の応援を得て実施する。
- (3) 県に協力して、複数の自治体にまたがる感染症等の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

第2 防疫・衛生体制の整備

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画の作成に努める。
- (3) 防疫用薬品の調達計画の作成に努める。
- (4) 住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を図る。

第2節 保健衛生活動体制の整備

第1 情報収集体制の整備

町及び県は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるほか、県においては、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

第2 保健衛生活動に関する体制整備

町及び県は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアルに基づき、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第3節 し尿処理体制の確保

第1 町が実施すべき事項

- (1) 災害時に発生すると予想されるし尿の応急処理計画の作成に努める。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。
- (3) 許可業者に連絡し、協力体制を確保する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第4節 廃棄物処理体制の確保

災害発生に伴い、感染予防及び安全な生活を確保するために、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣等を迅速に処理する必要がある。

第1 町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時集積場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第5節 廃棄物等の処理体制の整備

町は、災害時に発生する廃棄物等については、廃棄物処理施設に搬入するほか、町のみでの実施が困難なときは、県及び近隣市町に支援を求めるものとする。

第16章 要配慮者の支援対策

【健康課 保険課 福祉課 危機管理課】

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ的確に行うための情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立するため、要配慮者支援のマニュアルや避難行動要支援者の個別避難計画（以下「避難支援プラン」という。）を作成するとともに、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、その情報を避難支援等関係者と共有することによって、避難誘導体制・避難生活支援の整備に努める。特に、町及び県は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、指定福祉避難所として社会福祉施設等と協定を締結し、要配慮者に必要となる指定福祉避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第1節 「要配慮者」と「避難行動要支援者」

要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2節 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）は次のとおりとする。

- (1) 町内各地区の自主防災組織
- (2) 松前町民生委員・児童委員
- (3) 松前町社会福祉協議会
- (4) 愛媛県伊予警察署
- (5) 松前消防署
- (6) 松前町消防団

第3節 避難行動要支援者の実態把握、名簿及び個別避難計画作成、名簿情報共有

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

第1 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成等

- (1) 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る

避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- (4) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第2 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者は次の要件に該当する者とする。ただし、同居家族等避難支援可能な人がいる者や長期入院、施設入所など在宅でない者は除く。

- (1) 70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 70歳以上の高齢者のみの世帯の者（2人以上）
- (3) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級（総合判定）に該当する者（心臓・腎臓機能障がいのみ該当する者は除く）
- (5) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA・Bの判定を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障がい者保健福祉手帳の1級及び2級の交付を受けている者
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）で対象となる難病患者及び特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (8) その他地域の民生委員・児童委員や自主防災組織が支援の必要を認めた者及び自らの命を主体的に守るために避難行動要支援者名簿への掲載を求めてきた者で支援の必要を認めた者

第3 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

第4 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 必要な個人情報
氏名、生年月日、性別、住所、要介護度、身体障害者手帳の種別及び障害等級、療育手帳の療育判定、精神手帳の障害等級、難病名
- (2) 情報の入手方法
災害対策基本法第49条の10第3項の規定により次の各担当課所管の台帳等から内部利用する。なお、難病患者については、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき愛媛県から情報の提供を受ける。

住民基本台帳（町民課）、要介護認定台帳（保険課）、**身体障害者手帳**保持者リスト（福祉課）、療育手帳交付台帳（福祉課）、精神手帳保持者リスト（福祉課）、**難病患者者名簿**（愛媛県からの情報提供）

第5 避難行動要支援者名簿の適正管理

- (1) 避難行動要支援者名簿の原本は町が保管し、副本は提供を受けた者が保管する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当とする地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (4) 情報セキュリティ対策として、町の情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。その際、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、誓約書などにより守秘義務を厳守する措置をとる。
- (7) 情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する。
- (8) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (9) 提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (10) 定期的に名簿情報の取り扱い状況について、報告させる。
- (11) 更新した避難行動要支援者名簿を提供する際は、更新前の避難行動要支援者名簿と交換する。
- (12) 発災時等に本人の同意の有無に関わらず、緊急に避難行動要支援者名簿を提供したときは、名簿の破棄、返却を求める。

第4節 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第5節 外国人、訪問客等への配慮

- (1) 指定避難所等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分るように努める。
- (2) 商業施設等の従業員について、買物客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育の推進に努める。

第6節 避難体制の確立

第1 避難体制の確立

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の

同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- (2) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第2 避難支援等の実施体制

- (1) 災害時に、要配慮者支援班を中心に、防災情報に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整える。また、避難支援等に対応するため、同支援班の中に要配慮者避難支援相談窓口を設置する。
- (2) 避難支援協力者は、災害時に、個別避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡する。また、自主防災組織においても支援が実施できないときは要配慮者支援班又は消防署へ連絡する。なお、避難行動要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、近隣協力員が対応できない場合は、避難支援協力者は、自主防災組織、要配慮者支援班又は消防署へ連絡し、救出救助を求める。

第3 情報伝達体制の整備

- (1) 災害時に、「避難指示等に関するガイドライン」に基づき、適時適切に高齢者等避難開始等を発令する。高齢者等避難開始は、避難行動要支援者にとって避難を開始しなければならない重要な情報であるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達や早い段階での避難行動を促進する。
- (2) 町は、防災行政無線やファクシミリ、電子メール、放送事業者（ケーブルテレビを含む。）からの放送、携帯端末を活用した緊急速報メールのほか、広報車、消防団等による広報等様々な手段を有機的に組み合わせて、避難行動要支援者へ高齢者等避難開始等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

第7節 避難支援等関係者の安全確保

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報や個別避難計画に基づいて避難支援等を行う。その際、災害応急対策に従事する者は、地域の実情や災害の状況に応じて、安全確保に十分配慮して、可能な範囲で避難支援等を行う。
- (2) 避難支援等関係者のほか、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図り、避難支援等関係者等の安全確保に努める。
また、一人ひとりの避難行動要支援者に、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうとともに、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

第8節 防災教育・訓練の充実

- (1) 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 要配慮者の支援活動の中心となる福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第9節 備蓄物資の整備

- (1) 高齢者や乳幼児に配慮した保存食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、保存が困難な介護食や治療食の食材供給の体制確立に努める。
- (2) 社会福祉施設管理者には、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄に努めるよう指導するとともに、防災資機材等については、整備に努めるよう要請する。

第10節 要配慮者の心得

要配慮者自らが必要な介護方法、医療データ（通院先、主治医、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記載したもの（健康手帳や介護予防手帳等）を携帯するように助言を行う。

第11節 指定避難所等における支援体制

第1 避難後の避難行動要支援者への対応

- (1) 町は、避難行動要支援者を、その必要性及び指定福祉避難所の収容状況等を勘案し、できるだけ早く指定避難所から指定福祉避難所へ移送する。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報を指定避難所、指定福祉避難所の責任者に引き継ぐ。

第2 指定避難所における要配慮者への対応

- (1) 町は、要配慮者支援班が中心となり、避難支援等関係者の協力により、指定避難所に設置される要配慮者班と連携し、指定避難所において必要となる要配慮者（避難行動要支援者を含む。）に関する相談や要配慮者のニーズ等に対応する。
- (2) 指定避難所に設置される要配慮者支援班は、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

第3 指定福祉避難所

町は、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、あらか

じめ社会福祉施設等と協定を締結し、指定福祉避難所として指定する。

名 称	所 在 地	電 話
松前町総合福祉センター	筒井 710-1	089-985-3200
伊予市伊予郡養護老人ホーム和楽園	大溝 96-1	089-984-1265
ケアハウスひまわり苑	鶴吉 635-1	089-985-0170
介護老人福祉施設こより	神崎 586-3	089-985-5411
老人保健施設菜の花	神崎 578-1	089-984-7087
グループホームひなたぼっこ	西高柳 267-1	089-984-0022
グループホームエンゼルなかがわら	中川原 168-1	089-984-7666
総合福祉施設 エンゼル	北川原 33-1	089-984-6407
介護付有料老人ホーム笑歩会松前	筒井 317-2	089-985-1210
特別養護老人ホーム松前	西古泉 301-1	089-994-6830
有料老人ホームみかん・松前	恵久美 804-1	089-909-6095

- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）松前町社会福祉協議会） 資料 41-1
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）河辺整形外科） 資料 41-2
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）昌樹会） 資料 41-3
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）鶴寿会） 資料 41-4
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）光佑会） 資料 41-5
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）エンゼル） 資料 41-6
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合） 資料 41-7
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（株）アコンプリシー） 資料41-8
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）寿楽会） 資料 41-9
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）みかん会） 資料 41-10

第12節 社会福祉施設等管理者の活動

第1 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、職員動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

第2 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設管理者は、町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第3 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設入所者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者及び要配慮者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第17章 広域応援体制の整備

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1節 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

第1 対象となる災害

- (1) 大規模な風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他特殊な災害事故等

第2 応援の内容

消火、救急、救助

第3 応援要請手順

- (1) 応援要請
町長は、他の市町の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。
- (2) 要請方法
電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）等を連絡する。

第4 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）等を要請側へ連絡する。

- ・愛媛県消防広域相互応援協定書 資料7-5
- ・中予地区広域消防相互応援協定書 資料7-6

第2節 全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第3節 協定の充実

第1 協定締結の推進

近隣市町と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模災害時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定も締結するよう努める。

第2 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

第4節 受援計画の策定・運用

第1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

第2 受入れ体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情用共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第18章 情報通信システムの整備

【危機管理課 財政課】

災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。（特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。）

また、大規模災害時に、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておく。

第1節 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- (1) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備に努める。
- (2) NTTの災害時優先電話等の整備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (3) 非常用の通信体制を整備するとともに、定期的に総点検及び非常通信訓練を実施する。
- (4) 災害時に有効な携帯電話等の整備を図るとともに、アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線の同報系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者に配慮した多様な通信手段の整備に努める。
- (6) 通信施設設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・知識をもとに堅固な場所へ設置する。
- (7) インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ住民に提供するシステムの整備に努める。

第2節 通信施設の運営管理

- (1) 通信施設の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時、迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。
- (2) 風水害等発生時の通信連絡を円滑に行うため、通信訓練を定期的実施し、予備電源を含む予備装置等の維持管理に努める。

第3節 各種情報システムデータのバックアップ保管

各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第4節 防災情報システムの拡充整備

- (1) 町は、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

(2) 住民は、防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

第5節 災害時の職員参集システムの整備

災害時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、町は、勤務時間外における災害に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する気象警報等を受信して、自動的に防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「職員参集システム」等の運用に努める。

第19章 ライフライン災害予防対策

【上下水道課 町民課】

大規模災害時においては、上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減に努める。また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

第1節 水道施設

水道事業者等は、災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の耐災害性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。
- (2) 監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 防災性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極めて計画的に防災対策を推進する。
- (5) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第2節 下水道施設

下水道管理者は、市街地において、雨水の排除のほか貯留・浸透等の流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

第1 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

第2 雨水貯留浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する各種雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

第3節 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

第1 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

第2 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視、点検、調査等を行い、保安の確保に努める。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

第3 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

第4 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4節 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

(1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

(2) 利用者に対しては、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第5節 電信電話施設

電気通信事業各社は、電信電話施設について建物、設備等に耐水・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信をそ通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び町並びにその他防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

第6節 廃棄物処理施設

第1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

第2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第20章 公共土木施設等の災害予防対策

【まちづくり課 産業課 社会教育課】

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の速やかな復旧が求められる。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、あらかじめ関係機関等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図り、資機材の備蓄を可能な限り行うものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

そのほか、災害時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複数保存に努める。

第1節 道路施設

発災後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行制限措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間事業者と協定を締結し、体制の整備を図る。

第1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

第2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

第3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策に努めるものとする。

第4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

第5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2節 海岸保全施設

第1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や堤防等のかさ上げが必要な箇所が多く、高潮等による被害が生じるおそれがある地域において、海岸保全施設の整備に努める。

第2 定期点検の実施

海岸管理者は、点検を定期的実施し、災害対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第3 施設の補強・整備

海岸管理者は、海岸管理者の点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3節 河川管理施設

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び県〔知事〕が組織する「大規模氾濫減災対策協議会」、「大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとともに、河川の流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む流域治水の推進に努める。

第1 河川管理施設の確保

河川管理者は、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2 定期点検の実施

河川管理者は、点検を定期的実施し、災害対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第3 施設の補強・整備

河川管理者は、点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4節 港湾施設

第1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

このため、港湾管理者は、災害時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

第2 海上輸送と道路輸送の連結

拠点港等で形成された海上輸送ネットワークは、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

第3 定期点検の実施

港湾管理者は、松前港の岸壁等を輸送拠点として施設を利用するため、点検を定期的実施し、災害対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港については、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。点検及びパトロールにより異常を発見した場合は町への情報提供を行う。

第4 施設の補強・整備等

港湾管理者は、点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等について町との連携に努める。

第5節 農地・農業用施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

第1 農地

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

第2 農業用施設

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険予想箇所の把握に努めるとともに、基盤整備を行う。

農道については、危険箇所の改良・舗装等の事業を実施する。

第3 老朽ため池

町及び県は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修を行うが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援するなどのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

第6節 防災上重要な施設

庁舎、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の整備を行い、災害時に利用可能なものとするよう努める。

第1 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の収容者等を風水害被害から守るため施設の耐震化を図るとともに、円滑な避難等の対策を講ずる。

第2 学校等施設の整備

児童、生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設整備を行う。

第3 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の整備を行う。

第4 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策

の拠点となる施設の整備を行う。

第5 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を行う。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第7節 都市公園施設

第1 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、町及び県は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

第2 安全点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、事故の防止に努める。

第3 施設の補強・整備

安全点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、町が指定緊急避難場所や指定避難所として指定する可能性がある基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

第8節 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な次の対策を講じるものとし、教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修
- (2) 安全な公開方法と避難方法・避難場所
- (3) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制
- (4) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制
- (5) 火災発生に対する防火対策及び防災訓練

第9節 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や浸水対策に努めるものとし、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第21章 鉄道施設災害予防対策

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

第1節 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

第2節 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第3節 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第22章 建築物災害予防対策

【まちづくり課】

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される等の状況の確認に努める。

第1節 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の利用が図られる施設であるとともに、災害時には指定避難所としてあるいは災害対策の活動の拠点として利用される施設である。そのため、点検・整備を実施し問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。

第2節 一般建築物の安全性の向上

災害を予防するため、次の措置を講ずる。

- (1) 出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

第3節 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

- (1) 破損のおそれがある戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、控え柱（つかえ柱）を取り付け、ロープを張り大きな筋かいの打ちつけ等を行うこと。
- (3) 危険と思われる煙突、看板、塀、立ち木等は針金等で補強すること。
- (4) 電灯引込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに四国電力送配電へ連絡すること。

第4節 浸水想定区域内の施設における対策の促進

- (1) 町長は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設で、その所有者または管理者から申出があった施設をいう。）

・資料6—3 重信川浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設等一覧表

- (2) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。
- (3) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

- (4) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (5) 町は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- (6) 町は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

浸水想定区域の指定を受けた町の長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、同一水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

第23章 危険物施設等の保安対策

【伊予消防等事務組合】

大きな災害により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、毒物・劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

第1節 危険物施設

大規模な災害が発生した場合は、設計で考慮された以外の要因で危険物施設等が損傷を受けることがあるため、伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防等消防本部」という。）及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

- ・危険物施設一覧表（移動タンクのみを除外） 資料16-1
- ・危険物施設一覧表その2 資料16-2

第1 安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

第2 防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

第2節 高圧ガス施設

高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

第1 予防査察等の強化

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

第2 予防教育の徹底

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

第3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町、伊予消防等消防本部、関係機関及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

- ・ 高圧ガス製造事業所一覧表 資料16-4
- ・ 高圧ガス貯蔵事業所一覧表 資料16-5

第3節 毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

第1 立入検査の実施

毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行う。

第2 応急対策教育の徹底

毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を順守するよう指導する。

第4節 火薬類貯蔵施設

火薬類は、火災発生等により、災害発生の危険が極めて高いため、関係機関との連絡体制を確立し、安全性について検討を加え、保安対策を強化するものとする。

第1 安全の確保

- (1) 県は、火薬類販売所、火薬庫に立入検査を実施し、火薬類の保管について法令上の技術基準への適合、自主的な点検等について指導を行う。
- (2) 火薬類販売業者は、従業員等に対する保安教育計画を定め忠実に実行する。
- (3) 火薬庫の所有者等は、定期的に保安検査を受けるとともに、年2回以上の定期自主検査を行い県に報告する。
- (4) 火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規定を順守し、保安確保に努める。

第5節 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等が、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、施設の耐震、不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及、防災訓練の実施など各種予防対策を推進する。

第24章 海上災害予防対策

【危機管理課 町民課 まちづくり課 伊予消防等事務組合】

海上における災害を予防するため、国の機関並びに県、町及びその関係機関は、災害予防活動について、次のような予防措置を実施する。

第1節 県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動

第1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

第2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

第4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油等防除資機材等の整備に努める。

第5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

第2節 排出油等防除協議会の活動

松山地区排出油等防除協議会は、松山海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

第1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練・参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

第2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油等防除資機材及び防災無線機器の整備促進に努める。

第3 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

・松山地区排出油等防除協議会会則 資料7-7

第25章 資材・機材等点検整備

【危機管理課 まちづくり課 上下水道課 伊予消防等事務組合】

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

第1節 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 警備用装備資機材
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 油災害対策用資機材
- (10) 給水用資機材
- (11) 消防用資機材
- (12) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

第2節 点検整備実施内容

点検整備は次のことに留意して実施する。

第1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

第2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第3 留意事項

- (1) 実施結果は記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所を発見した場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

第26章 災害復旧・復興への備え

【危機管理課 財政課 町民課 税務課】

第1節 平常時からの備え

平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

町及び県は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

町や県の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

町、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町及び県は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

国、県、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第2節 複合災害への備え

町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画

にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県の協力により、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

町及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

第4節 各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 り災証明書交付体制の整備

第1 交付体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

町及び県は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

第2 交付状況の把握及び課題共有等に関する体制の整備

県は、住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付について、当該業務を支援するシステム等を活用し、町の進捗状況を把握する体制を整備する。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した場合に、調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、平時から研修会の開催等により市町間の均衡を図るとともに、発災時には、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について支援し、調整を図るための人員を配備する。

第6節 復興事前準備の実施

町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。